

土浦協同病院なめがた地域医療センター ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

ソーシャルメディアの運用方針

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、ブログ、フェイスブック、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ツイッター、電子掲示板、動画共有サイト、クチコミサイトなどソーシャルメディアが重要な情報発信の手段となっています。ソーシャルメディアは非常に優れたツールですが、プライバシーの保護など、利用にあたっては慎重になる必要があります。あくまで個人の発言であっても、当院や他の医療機関、あるいは医療そのものに関する内容により問題が起こった場合、多くの関係機関への信頼の低下を招く恐れすらあり、ソーシャルメディアを利用するにあたっては十分に注意する必要があります。

また、平成30年6月1日より施行された改訂医療法により、ソーシャルネットワークサービスに関連する医療機関の広告規制が始まり、正しい情報の発信が、強く求められるようになりました。土浦協同病院なめがた地域医療センター(以下「当院」)では、当院の職員がソーシャルメディアを適切に利用するための方針として、ソーシャルメディアを利用する際のガイドライン「土浦協同病院なめがた地域医療センター ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を策定いたしました。当院職員は、当院公式WEBサイトを使用して情報を発信する際、およびソーシャルメディアを使用して情報を発信する際には、本ポリシーを遵守し、良識ある社会人として情報を発信します。

土浦協同病院なめがた地域医療センター ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

1. ソーシャルメディアの定義

インターネット上で、不特定多数の人がコミュニケーションを取ることで、情報の共有や情報の拡散が生まれる媒体のこと。

2. ガイドライン策定の目的

当院に勤務する全ての職員が、ソーシャルメディアを利用するにあたり遵守すべきことを明らかにするため、必要事項を定めたものである。

3. ガイドラインの管理

本ガイドラインの改訂にあたっては、広報委員会および病院長がこれを定めること。

4. ソーシャルメディア利用に関する基本原則

当院に勤務する者は、ソーシャルメディアを利用する際、次の各号に上げる内容を遵守しなければならない。

(1) 当院に勤務する職員という立場で、ソーシャルメディア上で発言をする場合、就業規則や個人情報の取扱いに関する規程等を遵守すること。

- (2)医療機関としての守秘義務に従い、業務上知り得た情報を発信しないこと。また、医療上の情報のみならず、その他の個人情報についても発信しないこと。
- (3)当院の利用者及び職員や関係者の情報に関し許可なく発信しないこと。
- (4)基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (5)発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。
- (6)一度発信された情報は不特定多数の方々に公開され、完全に削除することはできないことを理解し、誤解を生むような表現は厳に慎むこと。また発信した内容は、発信者本人、当院及び第三者に対する評価や評判に大きく影響を及ぼす可能性を自覚すること。
- (7)誹謗中傷や礼儀に外れた言い方を含む情報発信には十分留意し、意図せずとも自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (8)自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。
- (9)当院を不当に中傷するような情報が拡散している場合には、個人の判断で反論せず、上長に報告すること。

5.発信してはいけない情報

各種法令を遵守するとともに、次にあげる情報はいかなる場合にも発信しないこと。

- ・法令違反行為を肯定し、助長し、または煽る情報
- ・人種、思想、信条による差別を含む情報、これらの差別を肯定し、助長し、または煽る情報
- ・その他公序良俗に反する情報

6.個人の立場でソーシャルメディアを利用する場合の留意点

- (1)誹謗中傷などがあった場合は、自分の判断で対応せずに上長へ報告・相談すること。
- (2)医療や業務に関する内容を発信する場合は特に注意し、守秘義務に従い、業務上知り得た情報を発信しないこと。また、個人情報の取扱いに関して十分留意すること。
- (3)インターネットにおいて、匿名性は必ずしも確保されないことを理解すること。
- (4)業務上必要な場合を除き、休憩時間以外は利用しないこと。

7.当院または部署を代表する立場でソーシャルメディアを利用する場合の留意点

- (1)所定の手続きに従い、公認アカウントの利用承認を受けること。
- (2)別に定める「ソーシャルメディア上に記載するサイトポリシー」をサイトへ掲載すること。
- (3)ソーシャルメディアを利用し情報発信する場合は、常に当院に所属する部署として発言

していることを意識すること。

- (4)当院の名を冠するページでの掲載内容については、たとえ個人が特定されない状態でも、プライバシーを侵すリスクがある情報は必ず本人の許可を得て掲載すること。
- (5)医療や業務に関する内容を発言する場合は、病院の公式見解ととらえられないように配慮すること。
- (6)インターネットの恒久性を理解し、迷ったときは発言しないこと。
- (7)発信した情報によりトラブル等が発生した場合は上長に報告・相談すること。

当院、もしくは、当院の一部署として、ソーシャルメディアのアカウントを取得し、利用する場合は「土浦協同病院なめがた地域医療センター ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を理解し、遵守することが求められます。

万が一、問題が発生し、個人が責任を負うような場合は、就業規則等に則り処罰の対象となります。

ソーシャルメディアユーザーのみなさまへご案内とお願い

当院の公式な見解は、ソーシャルメディアではなく、下記記載の「公式ホームページ」にて行います。

土浦協同病院なめがた地域医療センター 公式ホームページ
<https://www.ndgh.jp/>

附則

このガイドラインは、令和5年7月1日から実施する。